

平成29年11月01日(水)

国道311号(尾鷲市早田町~三木浦町)の法面崩落による通行止めについて(4)

台風21号による大雨により、国道311号の尾鷲市早田町地内、及び三木浦町地内の2か所で法面崩落が発生し、崩土が道路上に流れてきたことから、10月23日(月)午前6時30分から通行止めを行っています。

現在、早期交通解放に向け、応急対応を行っているところですが、現在の状況をお知らせします。

1 通行止めの状況

- ・通行止め区間：尾鷲市早田町地内~三木浦町地内
- ・通行止め延長：2.7km
- ・迂回路：有(国道42号熊野尾鷲道路)

2 法面崩落の状況、及び現在の対応(早田町)

- ・崩落の大きさ：延長約20m、高さ(最大)約10m
- ・道路面に崩土及びコンクリート塊約300m³が堆積しています。
- ・災害協定に基づき、(株)紀南組に応急復旧工事を依頼し、崩土及びコンクリート塊の撤去、仮設防護柵の設置を行います。
- ・崩土及びコンクリート塊の撤去は終わりました。
- ・法面からさらに土砂が流出した際の防護のために、仮設防護柵の設置を11月1日(水)より開始しています。
- ・現在のところ、来週の中頃に作業完了予定です。

3 法面崩落の状況、及び現在の対応(三木浦町)

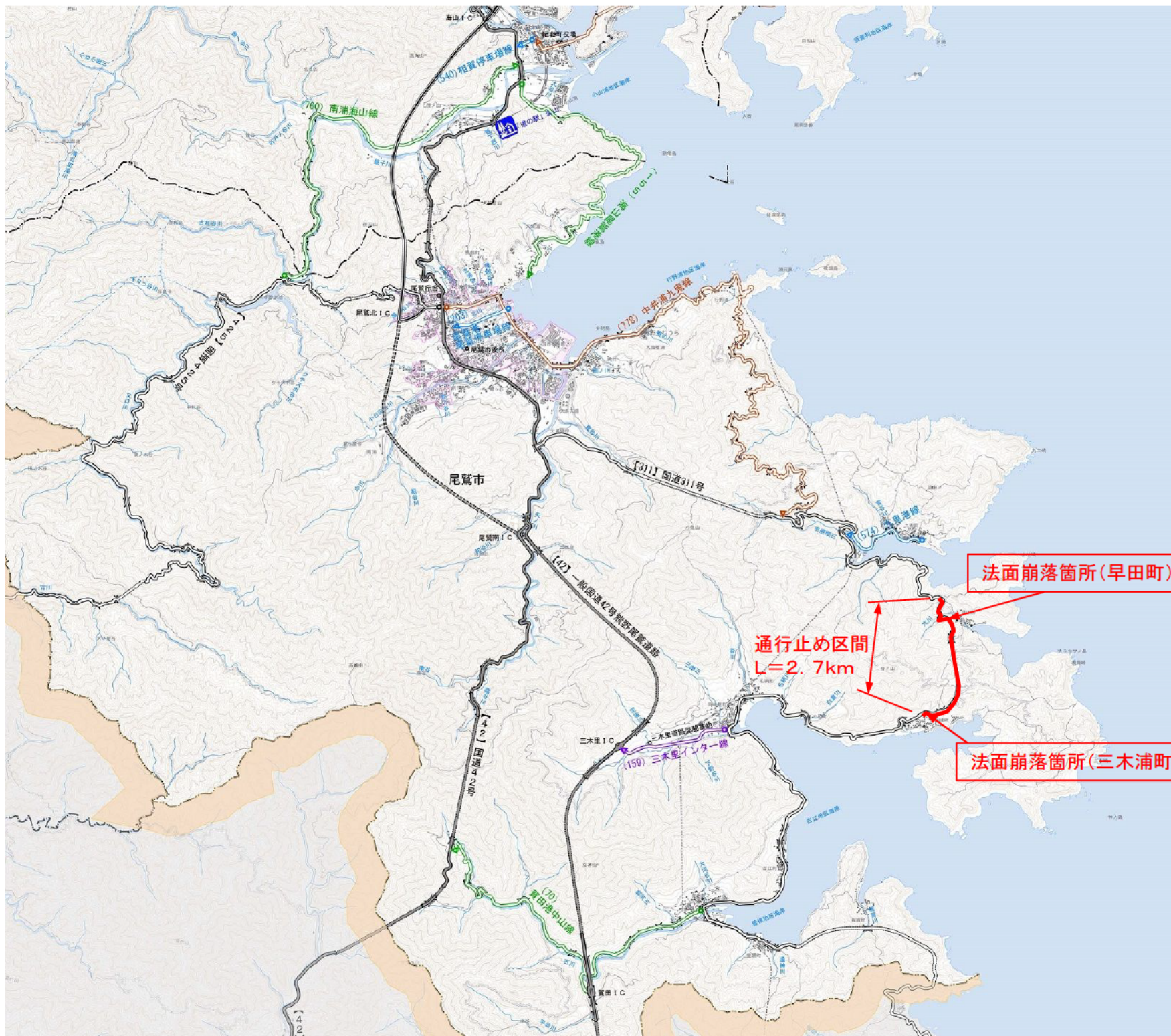
- ・崩落の大きさ：延長約30m、高さ(最大)約20m
- ・道路面に崩土約1000m³が堆積しています。
- ・崩土と共に立木、電柱(電線も含む)も倒れています。
- ・災害協定により、(株)中村組に応急復旧工事を依頼し、崩土の撤去、立木の撤去、仮設防護柵の設置を行います。
- ・10月27日(金)から、立木の撤去を開始しています。11月1日(水)までに立木の撤去を概ね終え、11月2日(木)から崩土撤去を開始する予定です。

4 問合せ先

三重県尾鷲建設事務所 道路・公園課(電話：0597-23-3533)

【関連資料】

- ・位置図、写真(早田町)、写真(三木浦町)





応急復旧作業状況(尾鷲市早田町)



応急復旧作業状況(尾鷲市三木浦町)